

天皇の象徴としての地位と政治的行為

平成21年12月14日

稲田メモ

一 事実の経過

中国政府から習近平国家主席が12月14日からの来日に合わせ天皇陛下との会見を11月下旬に要請、宮内庁は外務省から11月26日に内々に打診を受け、1カ月を切った申し出には応じかねると答える。外国要人が天皇陛下と会見する場合、通常は1カ月前までに文書で正式に申請する「1カ月ルール」がある（羽毛田宮内庁長官によると1995年に文書化されている）。その後平野官房長官から12月7日に「ルールは理解するが、日中関係の重要性にかんがみ、内閣としてぜひお願いしたい」と電話があり、「政府内で重視されてきたルール。尊重されるべきだ」と答える（羽毛田宮内庁長官の発言12月11日）。政府高官によると、平野長官は直ちに宮内庁に打診して断れると、9日午前中に首相官邸を訪ねた駐日中国大使にも「そんなことを言っても陛下の体のこともあるから」と難色を示していた（日経新聞12月13日付）。駐日中国大使は9日夕、国会内の民主党幹事長室に小沢幹事長を訪ねた（同日経新聞）。12月10日に官房長官から宮内庁に再度「総理の指示を受けての要請だ」と電話があり（羽毛田長官発言12月11日）、会見が決まる（12月11日に政府発表～12月13日付日経新聞）。小沢幹事長は12月10日に民主党の国会議員143名を引き連れて中国を訪問している。

二 天皇陛下と習副主席との会見の問題点

1カ月ルールに合わない特例措置として、「日中関係の重要性にかんがみ」ということで鳩山首相が平野官房長官に指示して、羽毛田宮内庁長官に会見実現を申し入れ、習副主席と天皇陛下との会見を決めたことが、天皇陛下の政治利用ということになるのではないか。

中国の理不尽な要求（中国側の申請が、来日まで1カ月を切った11月下旬だったため外務省がいったん認められないと伝えたことに中国側が納得せずなおも陛下との会見を要求した～産経新聞12月12日の主張）に、鳩山内閣が1カ月ルールを無視してまで受け入れたことは政治的判断として間違っていたのではないか。

三 憲法上の問題点

天皇は憲法上、日本国と日本国民統合の象徴とされる。政治利用はあってはならないが、今回の習副主席との会見は、政治的利用になるのではないか。

四 鳩山内閣の責任

憲法3条「天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負う」とされる。これは国事行為にとどまらず、公人としての行為も同様（政治に影響を及ぼすようなものであってはならず、単なる私的行為ではないので、内閣の直接または間接の輔佐の下に、内閣が責任を負う形で行われる必要がある。佐藤幸司憲法三版240頁）。

鳩山内閣の行為は、天皇陛下を、1カ月ルールを無視してまで政治利用している点でその責任を問われるべきであるし（憲法違反であるから差止めの保全処分が認められないだろうか）、その政治利用の仕方が中国に無理な要求でも受け入れる国として軽んぜられるおそれがあるという意味（日本の総理大臣が中国に気兼ねして靖国神社を参拝しないのと同じである）で利用の仕方としても間違っていた点で二重の意味で政治的な責任を問われるべきである。

五 結論

鳩山内閣が、自公政権が天皇陛下の政治利用しないように重視してきた1カ月ルールを逸脱し、特例として、習中国国家副主席と天皇陛下の会見を実現させることは、二重の意味で政治的判断として間違っているばかりでなく、憲法に違反する。現時点でもその非を認め即刻中止すべきである。このような事態を招いた鳩山内閣の政治的責任は重大であり万死に値するものといえ、直ちに総辞職すべきである。

以上